

省令16条様式第八

## 借地権申告書

年 月 日

借地権者	住 所			
	生年月日	年 月 日	職業	
	氏 名			
土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者	住 所			
	生年月日	年 月 日	職業	
	氏 名			

町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業

施行者 町田市

代表者 町田市長 稲垣 康 治 様

次表の土地の 全部 平方メートルについて下記の内容の借地権を有することを  
一部  
申告します。

年 月 日 土地登記簿登記事項						
町	丁目	地 番	地 目	地積 (㎡)	摘 要	所有者の住所及び氏名

記

地 番	地 積 (㎡)	契約年月日	摘 要

備 考

- 1 土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者が連署せず、借地権を証する書面を添えて申告する場合においては、「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、記載しないこと。
- 2 「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る借地権の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 3 借地権者、土地所有者又は申告に係る借地権所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」及び「職業」欄には記載しないこと。

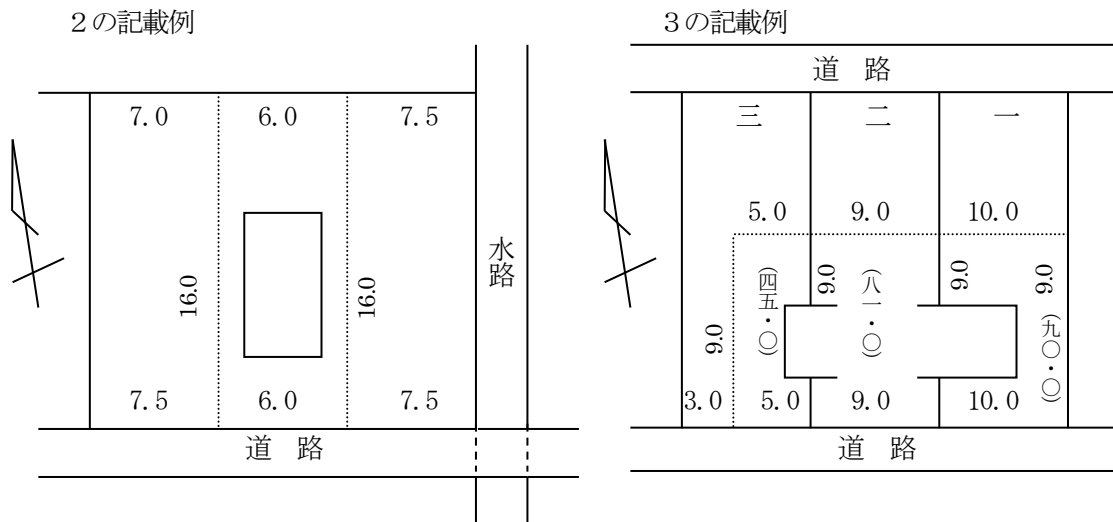
権 利 部 分 の 位 置 見 取 図

この申告書記載のとおり借地権の 設定 転貸 を承諾します。

土地所有者 住 所  
氏 名

## 添付図面についての注意

- 1 新たに申告される権利が一筆の土地の全部又は既に申告された権利部分の全部のときは、添付図面（位置見取図）の必要はありません。
- 2 新たに申告される権利が一筆の土地の一部又は既に申告された権利部分の一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするため、次のことを書いた図面（位置見取図）を添付してください。
  - (1) 権利の目的となっている土地の一筆全部とこれに接する道路、水路等
  - (2) 権利の目的となっている部分の周囲の長さ（イ）と筆界からの長さ（ロ）
  - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、位置及びその形状
- 3 新たに申告される権利が同一土地所有者の連続する二筆以上の土地にまたがる場合は、各筆ごとにその権利の目的となっている部分を明らかにするため、次のことを書いた図面（位置見取図）を添付してください。
  - (1) 権利の目的となっている連続する土地の全部の筆とこれに接する道路、水路等
  - (2) 各筆の筆界を明らかにし、各筆ごとに権利部分の周囲の長さ（イ）、地積及び筆界からの長さ（ロ）
  - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、位置及びその形状
- 4 図面にはすべて方位を入れてください。



- 凡 例      イ    算用数字は周囲の長さ  
              ロ    ( ) 内は地積